

6 稅務行政機構等

6 税務行政機構等

(1) 税務機構の変せん

○昭和23年4月

財 政 課 ——— 庶務係，経理係，調度係，審査係，賦課係，徴収係

○昭和24年9月

総 務 部 ——— 税 務 課 庶務係，審査係，賦課係，徴収係

○昭和25年9月

財 務 部 ——— 経 理 課 予算係，経理係，購買係，財産管理係
 市 民 税 課 市民税係，雑種税係
 資 産 税 課 不動産係，償却資産係
 庶 務 課 庶務係，徴収係，整理係
 (昭和26年度より第1分室～第17分室，湯川支所で徴収事務担当)

○昭和27年4月

財 務 部 ——— 経 理 課 経理係，購買係，財産管理係
 税 務 課 市民税係，資産税係，諸税係
 徴 収 課 庶務係，整理係，徴収係，納税組合係
 固定資産評価員事務局 土地係，家屋係，償却資産係
 固定資産評価審査委員会事務局
 (分室制を改め，第1出張所～第7出張所とし，湯川支所に税務係新設)

○昭和29年11月

税 務 部 ——— 市 民 税 課 普通徴収係，特別徴収係，法人係
 資 産 税 課 土地係，家屋係，償却資産係，諸税係
 徴 収 課 庶務係，整理係，徴収第1係，徴収第2係，徴収第3係，
 徴収第4係，徴収第5係
 固定資産評価審査委員会事務局
 (出張所を廃止し，固定資産評価員事務局を合併し，税務部とした。湯川支所の税務係はそのまま。納税組合係を整理係の担当とした。)

○昭和33年4月

(徴収課に納税奨励係を新設，組合事務と合わせて担当し，徴収第4係，徴収第5係を廃止し，湯川支所税務係も廃止した。)

○昭和34年7月

税 務 部 ——— 庶 務 課 庶務係，整理係，納税奨励係
 市 民 税 課 普通徴収係，特別徴収係，法人係
 資 産 税 課 土地係，家屋係，償却資産係
 徴 収 課 徴収第1係，徴収第2係，滞納整理係
 固定資産評価審査委員会事務局
 (庶務課を新設，諸税係を廃止，庶務係と償却資産係へ分散，徴収第3係を廃止した。)

○昭和38年 8 月 (庶務係担当の電気ガス税，入湯税，たばこ消費税，木材引取税，鉱産税の諸税関係を特別徴収係の担当とした。)

○昭和40年 5 月

税 務 部	┌ ├ ├ └	庶 務 課	庶務係，整理係，納税奨励係
		市 民 税 課	市民税第 1 係，市民税第 2 係，法人係
		資 産 税 課	土地係，家屋係，償却資産係
		徴 収 課	徴収第 1 係，徴収第 2 係，滞納整理係 固定資産評価審査委員会事務局 (普通徴収係，特別徴収係を市民税第 1 係，市民税第 2 係と名称変更した。)

○昭和41年12月 (昭和41年12月1日 銭亀沢村と合併，銭亀沢支所内に税務係を設けた。)

○昭和42年 3 月

税 務 部	┌ ├ ├ └	庶 務 課	庶務係，収納管理係，納税奨励係
		市 民 税 課	市民税第 1 係，市民税第 2 係，法人係
		資 産 税 課	土地係，家屋係，償却資産係
		収 納 課	収納第 1 係，収納第 2 係，整理係 固定資産評価審査委員会事務局 (徴収課の名称を収納課に改め，係名も収納を用い，滞納整理係を整理係とし，庶務課の整理係を収納管理係に名称の変更をした。)

○昭和47年 5 月 (収納課の収納第 1 係，収納第 2 係，整理係を廃止し，主査制とした。)

○昭和48年 5 月 (庶務課担当の納税奨励係を収納課担当とした。)

○昭和48年 9 月 (資産税課に賦課係を新設した。)

○昭和48年12月 (昭和48年12月1日 亀田市と合併，亀田支所内に税務課と収納課を設けた。)

○昭和50年 8 月 (税務部を廃止し理財部とし，庶務課に税制係を新設した。)
(亀田支所収納課を廃止し，税務課収納係とした。)

○昭和52年10月

理 財 部	┌ ├ ├ ├ └	管 理 課	庶務係，税制係，収納管理係
		市 民 税 課	普通徴収係，特別徴収係，法人係，諸税係
		資 産 税 課	土地係，家屋係，償却資産係，賦課係
		収 納 課	主査制
		亀田税務事務所	市民税係，資産税係，収納係

銭亀沢税務事務所 主査制

(庶務課の名称を管理課に改め，市民税課の市民税第 1 係を普通徴収係に，市民税第 2 係を特別徴収係に名称を変更し，市民税課に諸税係を新設した。)

(亀田支所税務課を亀田税務事務所とし，税務第 1 係を市民税係に，税務第 2 係を資産税係に名称の変更をした。)

(銭亀沢支所税務係を銭亀沢税務事務所とし，所長を設け，税務係を主査制とした。)

○昭和57年11月 (管理課に湯川税務出張所係(湯川支所内)を新設した。)

○昭和60年4月

理 財 部	管 理 課	庶務係, 税制係, 収納管理係, 湯川税務出張所係, 亀田税務出張所係, 銭亀沢税務出張所係
	市 民 税 課	普通徴収第1係, 普通徴収第2係, 特別徴収係, 諸税係
	資 産 税 課	土地第1係, 土地第2係, 家屋第1係, 家屋第2係, 賦課係
	収 納 課	主査制
(亀田税務事務所と銭亀沢税務事務所を廃止し, 本庁の各課に統合した。管理課に亀田税務出張所係(亀田支所内), 銭亀沢税務出張所係(銭亀沢支所内)を新設した。)		
(市民税課の普通徴収係を普通徴収第1係と普通徴収第2係とに分割し, 法人係を諸税係に合併した。)		
(資産税課の土地係を土地第1係と土地第2係に, 家屋係を家屋第1係, 家屋第2係にそれぞれ分割し, 諸税係担当の事業所税を家屋第2係の担当とした。)		

○昭和61年5月

理 財 部	管 理 課	庶務係, 税制係, 収納管理係
	市 民 税 課	普通徴収第1係, 普通徴収第2係, 特別徴収係, 諸税係
	資 産 税 課	土地第1係, 土地第2係, 家屋第1係, 家屋第2係, 賦課係
	収 納 課	主査制
(管理課の亀田, 湯川, 銭亀沢の各税務出張所係を廃止し, その業務を市民部の亀田支所民生課, 湯川支所, 銭亀沢支所にそれぞれ移管した。)		

○昭和62年4月

(資産税課の賦課係を資産税第1係と名称変更し, 償却資産の評価業務を資産税第1係の担当とし, 土地, 家屋の別をなくし土地第1係, 同第2係, 家屋第1係, 同第2係を資産税第2係から資産税第5係とし, 土地家屋両方の評価業務をそれぞれ行うこととし, 特別土地保有税は資産税第2係, 事業所税は資産税第3係の担当とした。)

○平成5年4月

財 務 部	管 理 課	庶務係, 税制係, 諸税係
	市 民 税 課	市民税第1部門, 市民税第2部門, 市民税第3部門, 市民税第4部門, 法人市民税部門
	資 産 税 課	賦課部門, 償却資産部門, 土地第1部門, 土地第2部門, 家屋第1部門, 家屋第2部門
	納 税 課	納税奨励部門, 納税管理部門, 納税第1部門, 納税第2部門, 納税第3部門, 納税第4部門, 特別整理部門, 整理部門
(理財部の名称を財務部に改め, 管理課に諸税係を新設し, 軽自動車税・特別土地保有税・事業所税・たばこ税・入湯税等の諸税目を担当することとした。市民税課・資産税課の係制を廃止し, 主査制とした。収納課の名称を納税課に改め, 管理課の収納管理係を移管して納税管理部門とした。)		

○平成12年4月 (市民税課の法人市民税部門を廃止し、市民税第1部門に業務を移管、市民税第5部門を設け、納税課の納税奨励部門を廃止し、納税管理部門に業務を集約、納税第1～第4部門、特別整理部門、整理部門の事務担当を見直し、納税部門、整理第1・第2部門、特別整理第1・第2部門に名称変更をした。)

○平成13年4月 (管理課の諸税係を廃止し、軽自動車税・たばこ税・入湯税・鉱産税の業務を市民税課に、特別土地保有税の業務を資産税課にそれぞれ移管した。)

○平成16年4月 (資産税課の償却資産部門を廃止し、償却資産に関する業務を家屋第2部門に移管した。)

○平成16年12月 (平成16年12月1日戸井町、恵山町、楳法華村、南茅部町と合併、戸井支所、恵山支所、楳法華支所および南茅部支所に住民サービス課を設けた。)

○平成18年4月

財 務 部	管 理 課	庶務係、税制係
	市 民 税 課	市民税第1部門、市民税第2部門、市民税第3部門、市民税第4部門
	資 産 税 課	賦課部門、土地第1部門、土地第2部門、家屋第1部門、家屋第2部門
	納 税 課	納税管理部門、納税部門、整理第1部門、整理第2部門、特別整理第1部門、特別整理第2部門

(市民税課第5部門を廃止し、個人市民税に関する業務を市民税第2部門から第4部門までの3部門で行うこととした。)

○平成20年4月

財 務 部	管 理 課	庶務担当、税制担当
	市 民 税 課	市民税第1部門、市民税第2部門、市民税第3部門、市民税第4部門
	資 産 税 課	賦課部門、土地第1部門、土地第2部門、家屋第1部門、家屋第2部門
	納 税 課	管理グループ、滞納整理グループ、特別整理グループ

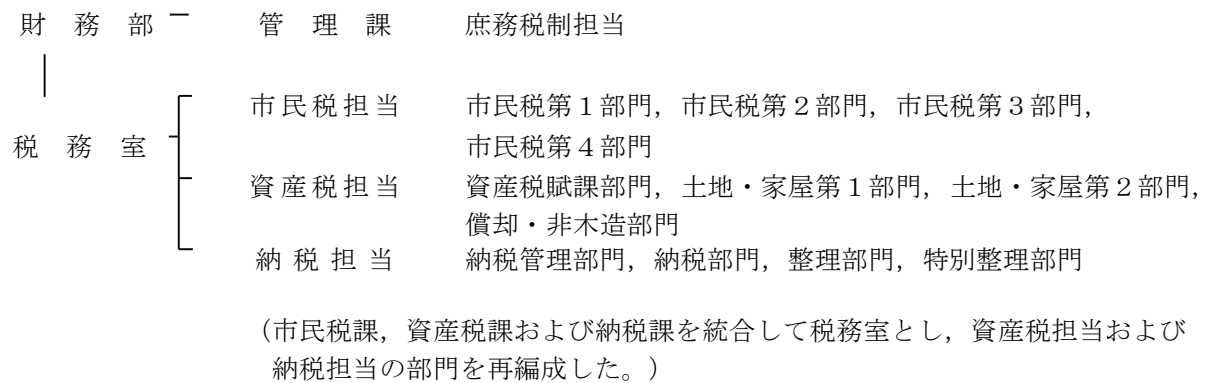
(管理課の係制を廃止して主査制とし、納税課を部門制からグループ制とした。)

○平成21年4月

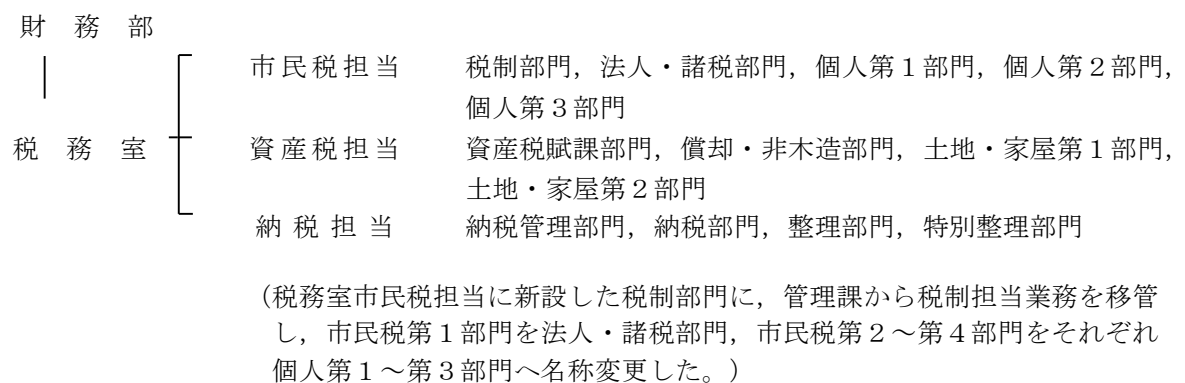
財 務 部	管 理 課	庶務税制担当
	市 民 税 課	市民税第1部門、市民税第2部門、市民税第3部門、市民税第4部門
	資 産 税 課	賦課部門、土地第1部門、土地第2部門、家屋第1部門、家屋第2部門
	納 税 課	管理グループ、滞納整理グループ、特別整理グループ

(管理課の庶務担当と税制担当を統合し、各支所住民サービス課を市民福祉課とした。)

○平成22年 4 月



○平成24年 4 月



(2) 事務分掌・職員数等に関する調

① 財務部税務室機構

(令和8年8月1日現在)

部名	担当名	部 門 名	業 務 分 担	職 員 数					
				室長	課長	主査	職員	計	
財 務 部	税 務 室	市 民 税	税 制 部 門	○市税の統計に関すること ○市税に係る条例および規則等に関すること ○税制度の調査研究および企画に関すること ○市税に係る諸証明（原動機付自転車および小型特殊自動車に係るものを除く）に関すること ○利子割交付金，配当割交付金，株式等譲渡所得割交付金，法人事業税交付金，ゴルフ場利用税交付金，国有提供施設等所在市町村助成交付金および新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金に関すること	1	1	1	3	4
			法 人 ・ 諸 税 部 門	○法人市民税の賦課に関すること ○軽自動車税，たばこ税，鉱産税，入湯税および宿泊税の賦課に関すること ○原動機付自転車および小型特殊自動車の標識交付証明書および廃車申告証明書の交付に関すること			2	5	7
		個 人 第 1 部 門	○個人市民税の賦課に関すること	2			5	7	
		個 人 第 2 部 門		2			5	7	
		個 人 第 3 部 門		2			4	6	
		小 計		2			4	6	
		資 産 税 担 当	資 産 税 部 門	○固定資産税および都市計画税の賦課に関すること ○国有資産等所在市町村交付金に関すること ○罹災証明（火災により生じた被害に係るものを除く）および罹災届出証明に関すること			1	1	1
		土 地 ・ 家 屋 第 1 部 門	○土地・家屋の評価および特別土地保有税の賦課に関すること	2	6	8			
		土 地 ・ 家 屋 第 2 部 門		2	6	8			
		償 却 ・ 非 木 造 部 門	○家屋・償却資産の評価に関すること	2	5	7			
		小 計		1	7	21	29		
		納 税 税 担 当	納 税 管 理 部 門	○市税の収納に関すること ○市税の過誤納金の還付および充当に関すること ○納税奨励に関すること ○納税貯蓄組合に関すること	1	1	2	5	7
			納 税 部 門	1			6	7	
			整 理 第 1 部 門	1			5	6	
			整 理 第 2 部 門	1			6	7	
			特別整理第1部門	6			－	6	
			特別整理第2部門	1			5	6	
			小 計	1			12	27	40
	合 計			1	3	28	70	102	

(注) 部長，部次長，会計年度任用職員を除く

(注) 税務室長は市民税担当に含む

② 税務職員年齢別構成（部長・部次長を除く）

（令和８年８月１日現在）

区 分		25歳未満	25歳以上 30歳未満	30歳以上 35歳未満	35歳以上 40歳未満	40歳以上 45歳未満	45歳以上 50歳未満	50歳以上	計	平均年齢 （歳）
税 務 室	市民税 担 当	2	7	5	5	－	4	10	33	39.9
	資産税 担 当	－	－	4	3	2	6	14	29	48.9
	納 税 担 当	4	1	3	5	－	2	25	40	46.8
計		6	8	12	13	2	12	49	102	45.2

（注）税務室長は市民税担当に含む

③ 税務経験年数別構成（部長・部次長を除く）

（令和８年８月１日現在）

区 分		1 年未満	1 年以上 3 年未満	3 年以上 5 年未満	5 年以上 10 年未満	10 年以上 15 年未満	15 年以上 20 年未満	20 年以上	計	税務経験 平均年数
税 務 室	市民税 担 当	4	7	4	9	3	3	3	33	7.2
	資産税 担 当	－	5	5	7	10	2	－	29	7.9
	納 税 担 当	6	8	6	9	9	2	－	40	5.6
計		10	20	15	25	22	7	3	102	6.9

（注）税務室長は市民税担当に含む

(3) 道内各市の採用税率調（令和8年度(2026年度)）

区 分					税 率 規 定		函 館 市	札 幌 市	小 樽 市
					標 準	制 限			
市	個 人	均 等 割			3,000円	—	3,000円	3,000円	3,000円
		所 得 割			6%(8% ※1)	—	6%	8%	6%
民 税	法 人	均 等 割	1号法人		50,000円	標準の1.2倍	60,000円	50,000円	60,000円
			2号法人		120,000円	〃	144,000円	120,000円	144,000円
			3号法人		130,000円	〃	156,000円	130,000円	156,000円
			4号法人		150,000円	〃	180,000円	150,000円	180,000円
			5号法人		160,000円	〃	192,000円	160,000円	192,000円
			6号法人		400,000円	〃	480,000円	400,000円	480,000円
			7号法人		410,000円	〃	492,000円	410,000円	492,000円
			8号法人		1,750,000円	〃	2,100,000円	1,750,000円	2,100,000円
			9号法人		3,000,000円	〃	3,600,000円	3,000,000円	3,600,000円
		法 人 税 割			6.0%	8.4%	8.4%	8.2%	8.4%
固 定 資 産 税					1.4%	—	1.4%	1.4%	1.4%
軽 自 動 車 税	原 動 機 付 自 転 車	50cc 以 下 (ミニカー以外)			2,000円	標準の1.5倍	2,000円	2,000円	2,000円
		90cc 以 下			2,000円	〃	2,000円	2,000円	2,000円
		125cc 以 下 (最大出力4.0kw以下)			2,000円	〃	2,000円	2,000円	2,000円
		90cc 超			2,400円	〃	2,400円	2,400円	2,400円
		ミ ニ カ ー※2			3,700円	〃	3,700円	3,700円	3,700円
	軽 自 動 車	二 輪		3,600円	〃	3,600円	3,600円	3,600円	3,600円
		三 輪※3		3,900円	〃	3,900円 (3,400円)	3,900円	3,900円	3,900円
		四 輪 ※3	乗 用 車	6,900円	〃	6,900円 (6,200円)	6,900円	6,900円	6,900円
			自 家 用	10,800円	〃 ※4	10,800円 (7,900円)	10,800円	10,800円	10,800円
			貨 物 車	3,800円	〃	3,800円 (3,400円)	3,800円	3,800円	3,800円
			自 家 用	5,000円	〃	5,000円 (4,400円)	5,000円	5,000円	5,000円
		雪 上 車			—	〃	3,600円	3,600円	3,000円
		小型特殊		農耕用	—	〃	2,400円	2,400円	2,000円
				その他	—	〃	5,900円	5,900円	5,900円
	二輪の小型自動車			6,000円	〃	6,000円	6,000円	6,000円	
鉦 産 税 (鉦物価格200万円以下)					1.0%(0.7%)	1.2%(0.9%)	1.2%(0.9%)	1.0%(0.7%)	1.0%(0.7%)
入 湯 税	宿 泊			150円	—	100円	150円	150円	
	日 帰			〃	—	100円	100円	100円	
	修学旅行			〃	—	—	60円 (日帰30円)	—	
	湯 治			〃	—	100円	60円 (日帰30円)	150円 (日帰100円)	
都 市 計 画 税					—	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%
宿 泊 税					—	—	100円～2,000円 ※5	200円 (500円)	200円

※1 政令市における標準税率は8%

※2 特定小型原動機自転車の要件に該当するものについては、排気量50cc以下の税率が適用になる。

※3 三輪以上の軽自動車についてはH27.4.1以後に初回登録した車両の税率
三輪以上の軽自動車については記載している税率のほか、軽課や重課の規定がある。

※4 函館市におけるカッパ内の税率は、H27.3.31以前に初回登録した車両の税率

※5 函館市における宿泊税は、宿泊料金に応じて1人1泊あたり100円、200円、500円、2,000円と税率が通増する。

(令和8年8月1日現在)

区 分					旭 川 市	室 蘭 市	釧 路 市	帯 広 市	北 見 市	
市	個 人	均 等 割			3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	
		所 得 割			6%	6%	6%	6%	6%	
民 税	法 人	均 等 割	1号法人		60,000円	50,000円	60,000円	50,000円	60,000円	
			2号法人		144,000円	120,000円	144,000円	120,000円	144,000円	
			3号法人		156,000円	130,000円	156,000円	130,000円	156,000円	
			4号法人		180,000円	150,000円	180,000円	150,000円	180,000円	
			5号法人		192,000円	160,000円	192,000円	160,000円	192,000円	
			6号法人		480,000円	400,000円	480,000円	400,000円	480,000円	
			7号法人		492,000円	410,000円	492,000円	410,000円	492,000円	
			8号法人		2,100,000円	1,750,000円	2,100,000円	1,750,000円	2,100,000円	
			9号法人		3,600,000円	3,000,000円	3,600,000円	3,000,000円	3,600,000円	
		法 人 税 割			8.4%	8.4%	8.4%	8.2%	8.4%	
固 定 資 産 税					1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	
軽 自動車 税	原 動 機 付 自 転 車	50cc 以 下 (ミニカー以外)			2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	
		90cc 以 下			2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	
		125cc 以 下 (最大出力4.0kw以下)			2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	
		90cc 超			2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	
		ミ ニ カ ー※2			3,700円	3,700円	3,700円	3,700円	3,700円	
	軽 自動車	二 輪		3,600円	3,600円	3,600円	3,600円	3,600円	3,600円	
		三 輪※3		3,900円	3,900円	3,900円	3,900円	3,900円	3,900円	
		四 輪	乗 用	営業用	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円
			乗 用	自家用	10,800円	10,800円	10,800円	10,800円	10,800円	10,800円
		輪 胎※3	貨 物 用	営業用	3,800円	3,800円	3,800円	3,800円	3,800円	3,800円
			貨 物 用	自家用	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円
		雪 上 車			3,600円	3,000円	3,000円	3,600円	3,600円	
		小型特殊		農耕用	2,400円	2,400円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円
				その他	5,900円	5,900円	5,900円	5,900円	5,900円	5,900円
	二輪の小型自動車			6,000円	6,000円	6,000円	6,000円	6,000円	6,000円	
	鉦 産 税 (鉦物価格200万円以下)					—	—	1.0%(0.7%)	—	1.0%(0.7%)
入 湯 税	宿 泊				150円	150円※6	300円	150円	150円	
	日 帰				70円	課税免除	90円	50円	入浴のみ50円 (貸室利用100円)	
	修学旅行				—	—	70円 (日帰40円)	50円 (日帰30円)	課税免除	
	湯 治				—	—	—	30円	課税免除	
都 市 計 画 税					0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	
宿 泊 税					200円	—	200円	200円	200円	

※6 国際観光ホテル整備法に基づく登録ホテル・旅館以外の宿泊者は150円